

# 安全安心な貸切バスを実現するために

一般社団法人 沖縄県バス協会  
沖縄総合事務局指定  
一般貸切旅客自動車運送適正化実施機関

## 貸切バス適正化事業について

平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を受け、国土交通省に設置された軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において、このような悲惨な事故を二度と起こさないという強い決意のもとに、6月3日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」が取りまとめられました。

また、平成28年12月2日には、監査機能の強化と自主的改善の促進に向けて適正化事業実施機関が巡回指導を行うための負担金制度の創設等の措置を講ずる「道路運送法の一部を改正する法律」が成立しました。

これを受けて、当バス協会は本県における一般貸切旅客自動車運送事業者への適正化実施機関となることを目指し、関係者の理解と協力を得ながら、平成29年6月26日付で沖縄総合事務局長より指定を受け、貸切バス適正化事業を行うこととなりました。

## 目 的

沖縄県内における貸切バス事業の適正化を推進することにより、輸送の安全及び利用者の利便の確保を図ることによって、公共の福祉に寄与することを目的とする。

## 事 業 内 容

1. 貸切バスの輸送の安全を阻害する行為の防止、その他道路運送法又は同法に基づく命令の遵守に関する貸切バス事業者に対する指導。
2. 貸切バス事業者以外の者が貸切バス事業を経営する行為の防止を図るための啓発活動。
3. 貸切バス事業に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動
4. 貸切バスに関する旅客からの苦情の処理
5. 貸切バスの適正な運営に資するための共同施設の設置及び運営
6. その他法人の目的を達成するために必要な事業

府運陸交第128号

認 可 書

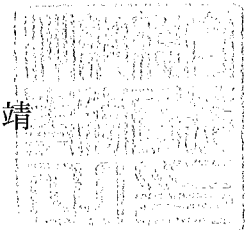
一般社団法人沖縄県バス協会  
会長 合田 憲夫 殿

平成30年3月5日付け沖バス協第89号で申請のあった平成30年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る事業計画、収支予算及び資金計画の認可申請については、道路運送法第43条の14第1項の規定により、申請のとおり認可する。

平成30年3月30日

内閣府沖縄総合事務局長

能登 靖



平成30年度収支予算書

平成30年 4月 1日 から平成31年 3月 31日 まで

科 目	予算額	備 考
I 事業活動収支の部		
1. 事業活動収入		
(2) 受取負担金		
関係団体負担金営業所割収入	8,190,000	負担金収入は基本は一括払い。ただし分割払いも認める。
関係団体負担金車両割収入	8,204,000	
受取負担金計	16,394,000	
雑収益		
受取利息		
雑収入	0	
雑収益計	0	
事業活動収入計	16,394,000	
2. 事業活動支出		
① 事業費支出		調査指導費：調査指導のための旅費交通費等
調査指導費	1,741,000	
委託費	3,402,000	
事業費支出計	5,143,000	
② 管理費支出		
職員給与等	9,534,000	職員給与 首席1名、事務員1名
福利厚生費	60,000	
法定福利費	720,000	福利厚生費：健康診断2名分
委員会費	50,000	
渉外費	7,000	
委員会謝金	160,000	
通信運搬費	60,000	
消耗什器備品費	720,000	
消耗品費	264,000	
印刷製本費	90,000	
車両維持費	216,000	
光熱水料費	69,600	
賃借料	1,106,400	
租税公課	5,400	
図書費	27,000	
財務指導費	30,000	
コピーリース料	60,000	
車両リース料	401,760	
雑費	180,000	
管理費支出計	13,761,160	
事業活動支出計	18,904,160	
事業活動収支差額	-2,510,160	
3. 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		
経常外収益計		
(2) 経常外費用		
支払利息		
経常外費用計		
当期経常外増減額		
当期一般正味財産増減額		
一般正味財産期首残高	10,581,433	
一般正味財産期末残高	8,071,273	
II 投資活動収支の部		
(1) 投資活動収入		
借入収入	0	
投資活動収入計	0	
(2) 投資活動支出		
借入返済支出	0	
投資活動支出計	0	
投資活動増減額	0	
III 負担金調整費支出		
(1) 負担金調整費		
負担金調整費支出増減額	0	
IV 当期収支差額	-2,510,160	

平成30年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る事業計画

1. 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する巡回指導の実施計画を立て、公正かつ適確に行うとともに、改善を必要とする事業者に対してはきめ細かな指導を実施する。
2. 白バス行為の防止を図る啓発活動を行う。
3. 関係法令等の周知を通じ、重大事故を招く飲酒運転、薬物使用運転、過労運転、速度超過等を防止する啓発活動を行い、コンプライアンス体制の確立を図る。

巡回指導実施予定表

月	実施可能日	実施営業所数	実施地区等	備考
4月	4日	4カ所	本島	
5月	6日	6カ所	本島	
6月	4日	4カ所	本島	
7月	10日	8カ所	本島・宮古	
8月	10日	8カ所	本島・石垣	
9月	9日	8カ所	本島・北大東	
10月	11日	8カ所	本島・石垣・竹富	
11月	6日	6カ所	本島・渡嘉敷	
12月	6日	6カ所	本島	
1月	4日	4カ所	本島	
2月	1日	1カ所	本島	
3月	日	63カ所		

※管内一般貸切旅客自動車運送事業者数（平成30年2月1日現在）

64事業者78営業所を巡回指導対象とする。

※巡回指導営業所数については、優良事業所を除く63箇所を予定。

※巡回指導営業所数については、国との調整により変動が生じることもあります。

※実施地区においては、天候等の影響により変更も生じます。

※巡回指導については、独立行政法人自動車事故対策機構へ指導項目の一部を委託し実施致します。

府運陸交第127号

認 可 書

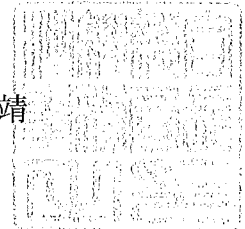
一般社団法人沖縄県バス協会  
会長 合田 憲夫 殿

平成30年3月5日付け沖バス協第88号で申請のあった一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る負担金の額及び徴収方法の認可申請については、道路運送法第43条の15第2項の規定により、申請のとおり認可する。

平成30年3月30日

内閣府沖縄総合事務局長

能登 靖



## 平成30年度負担金の額及び徴収方法

一般社団法人沖縄県バス協会  
貸切バス適正化事業実施本部

## 1. 負担金の額

- ① 1営業所あたり1ヶ年・・・・・・・・・・105,000円  
② 1両あたり1ヶ年・・・・・・・・・・7,000円

## 2. 負担金の徴収方法

## (1) 負担金の請求

負担金の請求は平成30年2月1日現在の営業所数及び貸切バス登録車両数をもって、1ヶ年分の負担額を算出し期首において請求する。

なお、負担金の納付は上記金額により算出し、一括払いで支払う方法又は分割を希望する場合は四半期ごとに分割して納付することができる。

ただし、基本的には6月末日の一括払いとするが、分割方式については、4/4半期については、2月末日を納付期限とする。

## 3. 負担金の精算

年度途中において事業計画の変更等が生じた場合は、以下のとおり取り扱います。負担金の精算の要否については下表のとおりとします。

事業の廃止、許可取消	精算を要する
事業の休止、再開	精算を要する
事業の譲渡及び譲受、事業の分割、合併、相続	精算を要する
事業計画の変更 ・区域の拡大に伴い、新たに適正化機関の管轄区域内に営業所を有することとなった場合 ・適正化機関の管轄区域内の全ての営業所を廃止し、当該区域内営業所を有しないこととなった場合	精算を要する
事業計画の変更（上記以外）	精算を要しない

(4) 納付期限・・・・・・・・・・別紙請求書に記載のとおりとします。

## (5) 延滞金について

納付期限までに負担金の納付がない場合には、道路運送法（以下「法」という）第43条の15第5項及び法施行規則第34条の10第2項の規定により、納付期限の翌日から負担金を納付する日までの日数1日につき1万分の4の延滞金を徴収します。



## 平成30年度負担金の算出基礎

## 負担金の算出基礎

負担金単価の算出に当たっては、前年度同様に平成30年事業年度の適正化事業実施に必要な経費18,904,160円を算出した。

本来ならば、算出した必要経費に見合う負担金額収入を計上すべきところですが、平成29年度仮決算(H.29.4～H.30.2)では経費の節減等の努力の結果、平成30年度への繰越収入残高が、当初予定額(6,332,000円)の約450万円を上回る10,581,433円を計上する事ができた。

この為、新年度においては、前年度繰越残高(平成30年度一般正味財産期首残高)より約250万円の取り崩しを行い、平成30年積算経費への充当することで事業者の負担額の軽減を図る事と致しました。(18,904,160円－2,500,000円充当後≒16,400,000円)

部門毎の負担額については、充当後の必要経費≒16,400,000円を平成30年2月1日現在の当適正化機関管内の営業所数及び保有車両数(休止事業者を除く)で折半をし各部門毎の負担額の決定を行い、この数値を基に、営業所割及び車両数割の単価を導き、営業所数と車両数に各単価を乗じて一事業者当たりの負担額を決定した。

各部門毎の負担金：年間必要経費(充当後)：約16,400,000円÷2部門＝8,200,000円：

$$\textcircled{1} \quad \text{一営業所当たり} : 8,200,000 \text{円} \div 78 \text{営業所} = 105,128 \text{円} \quad \approx 105,000 \text{円}$$

$$\textcircled{2} \quad \text{一車両当たり} : 8,200,000 \text{円} \div 1,172 \text{両} = 6,996 \text{円} \quad \approx 7,000 \text{円}$$

$$1. \text{ 負担金 収入} : \textcircled{1} 8,190,000 \text{円} + \textcircled{2} 8,204,000 \text{円} = 16,394,000 \text{円}$$

$$\textcircled{1} \text{ 営業所割} : 105,000 \text{円} \times 78 \text{営業所} = 8,190,000 \text{円}$$

$$\textcircled{2} \text{ 車両割} : 7,000 \text{円} \times 1,172 \text{車両} = 8,204,000 \text{円}$$

$$2. \text{ 年間必要経費} : 18,904,160 \text{円} - 2,510,160 \text{円 (実質補てん額)} = 16,394,000 \text{円}$$